

大牟田市協働のまちづくり推進条例（案）

前 文

私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、(ユネスコ世界文化遺産に登録された) 我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。

私たちは、先人たちが努力と苦勞によって築きあげてきた歴史と文化、伝統や地域資源を継承し、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。

今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進み、地域への関心の希薄化によるコミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。

こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民等と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取り組みを進めていくことが求められています。

私たちは、この協働のまちづくりを通じた人づくりと地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。

そこで私たちは、この基本理念に基づき、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市協働のまちづくり推進条例を制定します。

逐条解説に高齢者や障害を持った人等社会的弱者も「全ての市民」の中に含まれるという説明を加える。

凡例

青：審議会の意見を踏まえた修正箇所

赤：市民

緑：市民等

下線：逐条解説に補足説明を加えるもの

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 市民等 市民及び市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行なう個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 協働のまちづくり 市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完及び協力し合うこと（以下「協働」という。）によって、自助、共助及び公助の取組による、住み良い地域社会を創造することをいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域のことがらに取り組む地域社会をいう。
- (6) 地域活動 地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決と地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。
- (7) 市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を目的とするものを除く。

(基本原則)

第3条 市民等及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力を行ない、協働のまちづくりを進める。

- 2 市民等及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携、協力関係を築き上げる。
- 3 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供しあい、情報の共有を行う。
- 4 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。

第2章 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。

3 市民は、自らの住む地域に関心を持つとともに、お互いの立場を理解し連携、協力を図り、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

第3章 市の役割

(行財政運営)

第5条 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。

3 市は、社会状況に応じて市民等の意向、意見を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。

4 市は、公平、公正な行財政運営を行い、市民等との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

(職員意識と能力の向上)

第6条 市は、職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民等とともに積極的な取り組みを行うよう、職務能力の向上のため、職員の啓発及び研修を実施しなければならない。

逐条解説に職員は座学やワークショップ等の従来の研修に加え、地域の公益活動団体との交流による実地研修を通して職務能力と資質の向上に努めるという説明を加える。

2 職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携、協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成と資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。

第4章 協働の推進

(情報の共有)

第7条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信、収集し、情報の共有を推進する。

逐条解説に市民等が情報を発信する方法(地域コミュニティ組織や市民活動団体等をとおした情報発信)について説明を加える。

- 2 **市民等**は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。
- 3 市は、**市民等**の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、**市民等**が求める情報を**市民等**に対し分かりやすく迅速に提供し、**市民等**と情報が共有されるよう努めなければならない。ただし、**市民等**との情報の共有に当たっては、個人情報を保護しなければならない。

(市の説明責任)

第8条 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を**市民等**に分かりやすく説明しなければならない。

- 2 市は、協働のまちづくりに関し**市民等**から提出される意見、提案等の把握に努めるとともに、**市民等の意見**及び提案等に対し、迅速かつ適切に答えなければならない。

(市民参加の機会の確保)

第9条 市は、**市民等**の意見が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、**市民等**の意見を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。

(市民参加の対象)

第10条 **市民等**は、市民参加の対象となる次の各号に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く)の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 広く**市民等**に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃

止に関する事項

- (5) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

(市民参加の方法)

第11条 市は、前条に規定する市民参加の対象となる事項について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法により広く市民等の意見を求めるものとする。

- (1) アンケート調査 市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法
- (2) パブリックコメント 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続
- (3) ワークショップ 市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法
- (4) 説明会 市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見を求める方法
- (5) 審議会等 市の事務について調停、審査、又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見を求める方法
- (6) 公聴会 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見を求める方法
- (7) その他市長が必要と認める方法

(市民参加の公表)

第12条 市は、前条に規定する市民参加の方法により市民参加を実施する場合には、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。

第5章 地域コミュニティの活性化

(地域コミュニティ組織の役割)

第13条 校区まちづくり協議会は、地域住民相互の交流と支え合いを通して、地域コミュニティの形成促進に資する活動に主体的に取り組むものとする。

逐条解説に校区まちづくり協議会について説明を加える。

- 2 地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等（以下「校区まちづくり協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。
- 3 校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。

(地域コミュニティ組織への参加)

第14条 市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動への参加、協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ組織活動への支援)

第15条 市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等の活動の周知啓発を推進するものとする。

- 2 市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる施設の確保及び整備を推進するものとする。
- 3 市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を推進するものとする。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。

(人材育成)

第17条 校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘と次世代の育成に努めるものとする。

逐条解説に校区まちづくり協議会が人材育成に取り組む行政が地域の人材育成の支援を行なうという説明を加える。

第6章 市民活動の促進

(市民活動団体の役割)

- 第18条 自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その特性と専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ組織等及び市と連携、協力を努めるものとする。

※市民活動団体の連携先に地域コミュニティ組織ばかりではなく事業者も含まれるということが明確となるように、逐条解説の「地域コミュニティ組織等まちづくりに携わる様々な主体」を「地域コミュニティ組織をはじめまちづくりに携わる様々な主体」に修正する。

(市民活動への支援)

- 第19条 市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。
- 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。
- 3 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実を推進するものとする。
- 4 市は、市民活動を促進するために市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。

第7章 条例の位置づけ及び見直し

(条例の位置づけ)

- 第20条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

(条例の見直し)

- 第21条 市は、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

第8章 雑則

(委任)

第22条 この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。